

学 位 論 文 題 名

人間の尊厳と司法権

— 西ドイツ司法改革に学ぶ —

学位論文内容の要旨

戦前の行政裁判は、東京にただ1つおかれた行政裁判所が扱い、しかも出訴事項は狭く限定されていた。これと比較して戦後日本の行政救済制度は格段に進歩するはずであった。行政官僚の経験のない者が裁判にあたることによって救済率の上昇も期待された。現に、戦後間もない時期は訴訟数も急増し、救済率も高まったことがある。しかし、訴訟法が〈整備〉されるに伴い訴訟事件数が減り、人口当たりでみたとき、行政訴訟事件数は戦前の2倍にもならない。また1960年代末以降、認容率が低下し、却下率は急上昇している。わずかな数の訴訟にあっても長い時間と膨大な費用を要する。日本の行政訴訟数は人口比で（旧）西ドイツの700分の1ないし800分の1である。日独の行政訴訟には根本的なところで大きな違いがあることが推測される。

こうした現象は、行政法の領域のみの特殊なものではなく、司法制度全体の構造的な特徴を表現し、とりわけ裁判官の独立性の喪失に由来するものであろう（仮説）。もとより権利保護の貧困には種々の原因があるものの、司法に大きな責任があることは否定できない。本書の課題は、旧西ドイツの司法の動向を総体的に分析・紹介することによって、日本の司法の問題点を指摘して、改善の糸口を探ろうとするにある。

研究の方法上の特色として、対象に関しては、日本の現状を考慮して、訴訟当事者の一方に国や行政機関が現れる場面を念頭におくこと、一見すると古い制度や理論であってもその現代的合理性を確かめてみるもののほかに、もっとも重要な課題として裁判実務家の言動を徹底して分析することにした。ドイツの法学者の大多数は保守党ないし中間政党支持者であるが、行政実務家や裁判官のうち高位にある人の相当多くは、政権交代が連邦や州で少なくないこともあって、左派政党の黨員ないし支持者である。保守政権下の高位の裁判官や行政官であっても、公僕意識や人権意識はきわめて高い。

手法上の特色としては、現場主義を貫き、裁判官などの言動を実地に確かめること、したがっ

て、インタビューを重視すること、所与のこととしてドイツで研究者が扱わない前提的事実を第一次資料にあたって正確に把握することなどをあげることができる(序章「ふたつの戦後司法」)。

第1章「裁判所と裁判所行政」では、ドイツの裁判所がもろもろの意味で開かれていること、迅速で実効的な裁判が行われているもようが統計によって示される。裁判所の自治は必要な限りで立法的に承認されており、それは裁判官による選挙を基礎として十分に機能していることも明らかにされる。

日本の司法の最大の問題は、人事を通じての裁判統制である。第2章「裁判官人事」は、連邦と州のそれぞれのレベルにおいて裁判官選考手続、勤務評定などを扱い、恣意を排除する手続の模索と実践をみる。日本で差別を受ける裁判官と同様の立場にあるドイツの裁判官自身が、人事は〈裁判官の独立〉の観点からみて問題がないことを述べる。

裁判官の独立を確立するためには、裁判官自身の団体活動が重要である。ドイツに存在する5つの裁判官団体のすべてを直接に訪ね、各団体の歴史と活動を明らかにする。世界各国の加盟する国際裁判官連盟やヨーロッパ各国の裁判官組合の国際組織の活動も明らかにして、団体の存在自体を敵視する日本との違いが浮き彫りになる(第3章「裁判官の身分組織・利益団体」)。

ドイツで救済本位の裁判が発展したのは、ドイツの政治と社会が大きな構造転換を示した1960年代半ば以降のことである。特に、司法改革は裁判官自身の手により、内部から進められた。制度面での改革はそう多くはなかったが、裁判官自身の心構えによって変えることのできる裁判実務は人間本位のものに変わっていった(第4章「内からの司法改革」)。

こうして司法の環境が大幅に変わったということは、裁判官自身が裁判に関してもつ自己認識、裁判官像も徹底して変化したことを意味する。一切が官僚主義的なきびしい統制のもとにおかれている日本の裁判官社会と比較して、司法のもろもろの面で伸びやかな様子が紹介される(第5章「裁判官の職業倫理」)。

参審制という国民の司法参加の手だてが、純粋な民事事件以外の各種裁判事件において採用されており、それが、迅速で分かりやすい裁判と身近な司法を実現する上でかなりの貢献をしている。従来、刑事裁判とか労働裁判など、特定分野についての参審制の研究はないわけではなかったが、行政、財務、社会保障の裁判も含めて参審制の全体について実証的な分析を行う(第6章「名誉職裁判官」)。

いよいよ、本研究の出発点にあった行政訴訟の分野で、救済はどのように行われているかをみる。訴訟制度そのものが、法に無知な市民を前提に作られていることはもとより、行政裁判官自身が徹底して権利保護の担当者として自己を認識しているさまが、立法、判例、学説および多数

の関係者の発言から導かれる（第7章「行政事件からみた親切的訴訟」）。

こうして日本の行政訴訟の機能不全は、仮説のとおり、訴訟理論や訴訟法の不十分さに必ずしも由来するものではなく、司法の組織的ならびに行政的な欠陥、裁判官の独立性の喪失から生じていることも明らかにされた。

終章「人間の尊厳と司法権の役割」では、日本の裁判所と裁判官のおかれた状況を過去数十年の歴史の中で改めて整理し、これを戦後西ドイツの司法史と比較する。続いて日本の司法の今後の主要課題が列挙される。その際、西ドイツの歴史から学ぶうのもっとも重要な点として、健全な政権交代の有無が大きな意味をもつこととともに、実際に裁判を担当する裁判官自身が、制度上も実務上も、人間としての尊厳を保障されるべきことであり、それが実現してはじめて裁判そのものが人間の尊厳に配慮したものになりうること、そのための改善・改革が必要なことが指摘される。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 遠 藤 博 也
副 査 教 授 渡 部 保 夫
副 査 教 授 畠 山 武 道

本論文『人間の尊厳と司法権 ― 西ドイツ司法改革に学ぶ』（1990年、日本評論社、全414頁）は、西ドイツの行政訴訟制度の現実と歴史的背景を包括的かつ詳細に調査研究したものである。行政裁判官の人事、思考様式や行政体験、行政訴訟の各種統計、仮の権利保護の実情、訴訟規定の実際の運用とそれを支える基本理念、名誉裁判官の役割などについて、かつて例をみない詳細かつ具体的な姿を描いている。例えば、法廷における裁判官席と一般席との高低差からはじまって、裁判の人間味あふれた雰囲気と、これを担っている裁判官の身分組織、利益団体の活動状況、裁判官の政治的活動の見解発表や自由、研修・研究会などの自主的自律的活動のさまざまが生々とヴィジュアルに描き出されている。いかに一般市民にとって納得のいく実効的な権利保護の機会の保障をしようとしているか、いかに人間的な常識にしたがって訴訟制度を運用しているかが、鮮明にわかりやすく伝えられている。このような現状をもたらした1960年代以降の司法改革の推移とこの変革を担った主体となった裁判官の思想と行動、職業倫理などについても、立ち入った

詳細な検討が加えられている。

つぎに、本論文は、関係者への直接インタビュー、現場体験による参加観察の方法が広範にとりいれられている点に、方法上の特色がみとめられる。本論文には、70余の関係機関訪問先リストと、140余名のインタビューリストがそえられているが、実に多数回に及ぶ関係機関・関係者への訪問インタビューのほか、裁判官合宿研修への参加などによってえられた現実の情報が収集整理されている。また、インタビューに際しては、その回数をふやし、同時に同一項目について多分野・多階層の法曹から意見を聴き、著名な人物の発言については反対の立場の者からの評価をうけることに努めるなど、インタビュー情報について客観性を担保する工夫がこらされている。さらに、わが国で公刊物の形では通常入手しがたい第一次的資料の収集に努め、各種裁判官団体組織の機関紙や内部資料、未公刊統計、裁判官の勤務評定書、実際のハガキなどによる簡易な訴状の数かずが、収集整理され、西ドイツの司法制度の実情とその背景にあるものがヴィヴィッドに示されている。このほか、実に膨大な文献資料が渉獵されている。

第3に、とくに60年代から70年代にかけての西ドイツの司法改革の動きとその原動力が詳細に検討されている。わが国ではかつてほとんど紹介がなかったこの司法改革が「内から」の司法改革として、裁判官自身によって担われた模様が具体的に示されている。とくに上記の方法は、この改革の過程の内部において躍動する人々の思想や人格の深みに及ぶ原動力の所在を描き出すことに成功している。人間尊厳のための司法権の確立のもととなるべき司法権の独立の根源がほかならぬ裁判官の独立にあることが説得的に説明されている。その結果、実に人間味のあふれた裁判の実情、例えば、わが国と比較して一万倍にも及ぶ仮の権利保護に象徴される彼我の行政訴訟制度の実情の顕著な差異が何に由来するかをよく示している。

最後に、わが国の現状がのべられているが、西ドイツとの差異は、日本の行政訴訟が「訴訟」であれば、西ドイツのそれは「訴訟」ではなく、逆に、西ドイツの実務が「訴訟」であれば、わが国のそれは「訴訟」ではないという著者の言葉にあらわされているとおりである。西ドイツのそれが人間の尊厳のため市民に開かれたものとすれば、わが国のそれは官僚の自己満足のための形骸と化している。そのよってきた原因の主たるものとして、著者は、西ドイツの司法改革が進められた同時期に、わが国では、裁判官の独立がひとつひとつ崩されていったことをあげている。

かねて、文献調査にとどまらない司法制度の実情の多面的な研究の必要が、例えば、民事訴訟法の三ヶ月章教授などによって指摘されていた。本論文は、そのような研究の嚆矢であり、東大ドイツ法講座の村上淳一教授がドイツ法を知るための必読文献の数冊の一つに本書をあげていることも、その内容の秀抜さを示すものといってよい。わが国の司法実務への影響はかつて例をみ

ないほどに衝撃的であり、学界にとっても、西ドイツの個々の判例学説のもつ意義をくっきりと浮び上がらせる背景・基盤を提供する基本的文献として、外国法研究における画期的業績と評価することができる。

以上、審査委員の全員一致をもって博士（法学）の学位を付与するに十分なものであると判断した。